

市民活動支援における 現状と今後の展望

平成 27 年 7 月 3 日

市民活動支援検討委員会

目次

【概要】

1. 検討の目的	・・・	1
2. 経緯	・・・	1
3. 検討体制	・・・	2
4. 検討の概要	・・・	2

第1章 市民活動支援の背景と基本的視点

(1) 背景	・・・	3
(2) 市民活動に関する基本的な視点	・・・	4

第2章 市民活動支援の現状

(1) 市民活動の現状	・・・	7
(2) 世田谷区の支援の現状	・・・	8
(3) 中間支援組織の現状	・・・	12

第3章 市民活動支援の課題

(1) 市民活動団体の課題	・・・	14
(2) 区による支援の課題	・・・	15
(3) なかまち NPO センターの運営に関する課題	・・・	16
(4) 中間支援組織の課題	・・・	17

第4章 市民活動支援に向けての基本的な考え方(今後の展望)

(1) 市民活動支援の目標	・・・	19
(2) 市民活動を推進する上での施策の展望	・・・	19

【概要】

1. 検討の目的

世田谷区では、「基本構想」において、区民の区政や公の活動への参加を掲げている。また、基本計画の分野別政策の「地域コミュニティの促進」では、区民が参画する団体の活性化促進として、地域活動団体、NPO等市民活動団体間のネットワークの形成、機会の創出、情報提供等、活動団体の魅力向上や活性化へ向けた継続的な支援を行なうとされている。

これらの主旨を踏まえ、自治の担い手である区民が、多様な市民活動を通じて、地域の課題解決に主体的に取り組み、「参加と協働」を推進していくための支援制度や仕組みの整備に向けて、その現状の把握と今後の展望について検討する。

2. 経緯

世田谷区は、昭和 53 年に策定された世田谷区基本構想において、基本理念として「区民自治の確立」が表明され、区民本意のまちづくりをめざして各種の取り組みを実施してきた。

平成 6 年に策定された世田谷区基本構想では「公益的な活動の支援」が明確に位置づけられた。また、平成 10 年 12 月には、「特定非営利活動促進法（NPO法）」が施行され、これ以降、区内のNPO法人は増加が進んでおり、NPOの活動拠点へのニーズが高まったことより、区は「なかまちNPOセンター」を平成 17 年 3 月に開設し、NPOによる自主的な拠点づくりや、活動のネットワークづくりを支援してきた。

しかし、この間、東日本大震災の経験や少子高齢化の進展により、地域コミュニティを取り巻く現状は大きく変化した。

これらの社会動向や人口、財政状況等の変化を踏まえて、世田谷区は、新たな基本構想を策定し、その九つのビジョンにおいてひとりでも多くの区民の区政や公の活動への参加を掲げ、新たな基本計画においても、区民の参加と協働の充実を重視した内容になっている。区政における多様な課題に対応するためには、区民と行政が、お互いの役割を理解し、役割分担による区政運営を図ることが重要である。そこで、新たな基本計画の下、今後の区における市民活動支援について包括的な施策検討を行なうべき時期であると判断し、この度の検討を実施することとした。

3. 検討体制

庁内に市民活動推進課長を座長とする、各領域の関係課長からなる「市民活動支援検討委員会」を設置し、さらに検討委員会の下に作業部会を設置して、検討を行なった。

4. 検討の概要

検討範囲

「参加と協働」の充実による「基本計画」の実現を図るため、不特定多数の区民参加を対象とし、一定の公益的な目的やテーマをもって活動していたり、これから公益的な社会参加活動を行おうとしているNPO等市民活動団体を検討の主な対象範囲とする。(反社会的な活動でないこと、政治的な活動や、宗教的な活動でないことを含む。)

なお、本検討にあたり、町会・自治会等の地縁団体については、特定の地域・地区の住民による地域コミュニティを「参加と協働」によって支える区政運営の重要な協力団体として、今後も相互関係を充実し、市民活動団体との連携や協力関係を深めていくことを前提とする。

市民活動支援の課題

これまで、各所管が実施している協働事業について、費用軽減や制度的な委託先として捉えるなど、市民活動の推進や「参加と協働」の意義が明確になっていない事例も見受けられる。この点について検討を行い、「市民活動」へ不足する支援を明らかにし、実施すべき施策を見極め、今後の施策の充実を図っていく。

市民活動についての基本的考え方

市民活動は、社会的な課題解決や公益の増進に向けて、組織的・継続的・自主的に取り組むテーマ型の団体活動である。このような活動に区民が積極的に参加することで、地域コミュニティの構成員として互いに協力していく住民自治意識が醸成される。

世田谷区では、今後も市民活動活性化の支援によって、地域コミュニティを活性化し、区民参加や協働の推進に取り組む必要がある。

第 1 章 市民活動支援の背景と基本的視点

(1) 背景

社会的背景

世田谷区では、昭和 50 年の区長公選以来、区民本意のまちづくりをめざして、区政の各分野において先駆的な取り組みを進めてきた。地域においては、福祉、街づくり、スポーツ、文化・国際交流、リサイクル等の区民による豊かな地域活動が活発に展開されている。

阪神・淡路大震災を契機とした、ボランティア活動や市民活動に対する社会的な関心の高まりのなかで、平成 10 年 3 月に「特定非営利活動促進法（NPO 法）」が制定されたことで、行政や事業者に次ぐ、公共サービスを担う新たな社会セクターとしての市民活動等の非営利活動である NPO 法人の設立が増加してきた。

今日、区内の NPO 法人数は 500 団体を超える数となり、任意団体としての地域活動団体においては、確認が困難な数の団体が活動している。

一方で、地域社会では少子高齢化の進展や、これに伴う地域コミュニティの担い手の高齢化、町会加入率の低下などにより、地域の絆が薄れている中で、東日本大震災を契機として災害対策や複合化する福祉ニーズへの対応など行政だけでは解決が困難な課題が山積している。

このため世田谷区では、平成 26 年に策定した基本計画において、重点政策に、区民参加・協働を充実させるため「豊かなコミュニティ活動の発展と住民自治の推進」を定めており、自治体運営の変化に対応するため、「参加と協働」の主体として市民活動の活性化を図ることは、重要な政策課題のひとつと認識されている。

市民活動の進展

区内における市民活動は、子育て、青少年育成、健康づくり、街づくり、高齢者福祉、障害者福祉、防災・防犯活動等、自らが住むまちや暮らしに係る多様な地域課題へ取り組む市民活動が行なわれている。市民活動のなかには、公益性が極めて高いものから、サークル活動的なものまで多種多様なものがある。しかし、それらの活動は、公益性の程度や質において多様であるものの、いずれもより公益性の高い、また地域を活性化させる活動として今後、公共サービスを一層充実していく可能性を持っている。

検討の主旨

世田谷区にとっては、これらの多種多様な市民活動について、ひとりでも多くの区民が区政や公の活動に参加したり、行政との協働関係を確立し、自治意識の高い区政運営を図っていくことが重要である。今後も、市民活動が自立的に継続・発展し、「参加と協働」を推進できるように、行政として「活動環境を整える」などの支援を進めるとともに、公共事業を委ねたり、政策提案を受け入れるなどの、区民と行政の連携強化に取り組んでいく必要がある。

この検討では、基本計画等の基本的枠組みを踏まえ、区民と行政の協働・連携が十分に発展した、世田谷らしい区民参加による自治体運営の実現に向け、市民活動への支援における現状と今後の展望について検討するものである。

(2) 市民活動に関する基本的な視点

基本計画では、区民の区政や公の活動への参加を掲げている。自治の担い手である区民が区政に参加できる機会を数多く設け、地域の課題解決に取り組む区民や団体が、互いに協力して自治を進められるような関係の構築や支援の取り組みが必要である。

そのために、市民活動との関係構築に際して以下の3つの視点を踏まえて、今後の展望の検討を行なう。

市民活動の特質を理解する視点

区は、行政機関として、「平等」「公平」「継続」が規範であり、そのためには、区が施策を進める際は、まず区政全体を見渡した上で課題を整理し、計画を立てた後に、執行する。しかしながら、具体的行動までに時間がかかることも多く、きめ細かな個々のニーズに対応しにくいなどの行政特有の性質も生じる。

それに対して、市民活動は、行政に無い特質を持っている。一般に市民活動の特質として次のような点が考えられる。

【市民活動団体の特質】

- < 自主性 > : 誰もが自由な発想で、自主的な取り組みができる。
- < 個別性 > : 人々の個々の事情に合わせて、きめ細かく対応する事ができる。
- < 選択性 > : 特定の対象に絞った取り組みができる。
- < 迅速性 > : 即断即決ができる。
- < 先駆性 > : 試行的な取り組みができる。

< 相互性 > : 市民活動間の連携や交代も可能。

< 変革性 > : 行動を伴う社会提案が可能。

一方で、現状では以下のような市民活動の限界もある。

< 継続性 > : 活動基盤が弱く、継続的な活動が確立されにくい。

< 公平性 > : 活動範囲や規模に限界があり、広く公平なサービスを提供することが難しい。

【町会・自治会等の地縁組織との違い】

- ・地縁組織は、特定町内の住民を対象として、地区での多様な公共課題に対応した活動をする。
- ・市民活動は、地域を特定せず、不特定多数の区民が参加し、目的や課題について、集中的・専門的に活動する。

市民活動の活性化により、公共サービスの向上効果を図るという視点

1) 市民活動が「公共の領域を広げる」という効果

- ・今後重要となる事柄への先駆的取り組みなどが可能となる。
- ・新たな地域課題や区民ニーズに対して、市民活動が行政の補完をすることができる。
- ・個々の対象の実情に合わせた、きめ細やかで柔軟な対応が可能となる。

2) 市民活動との協働により「行政施策の質を高める」という効果

- ・市民活動と行政のコミュニケーションを通じて、区民ニーズのきめ細かな把握などによって行政としての活動を検証することができる。
- ・区民との協働により、行政、市民活動双方が、事業の質を高めあうことができる。

3) 市民活動が「新たな地域コミュニティを創出する」という効果

- ・市民活動として地域の課題解決に自発的、自主的に参加することにより、新しい地域コミュニティの創出につながる。
- ・活動を通じて、町会・自治会等の地縁団体とのマッチングや関係性を深めることで、活動の参加者に地域コミュニティの一員として自治意識が醸成される。

市民活動と行政の協働によって、住民自治の醸成を図る視点

市民活動と区の協働によって、区政や地域の課題を共有し、市民活動の特性と行政の特性を相互に了解し、以下の関係を築くことで、住民自治への意識が醸成される。

1) 対等性の構築

- ・区民の自立的・自主的な活動の発展により、区と区民が対等な視点や立場で公共課題を認識し、区政に参加し、対等な関係を構築して行くこと。

2) 公開の進展

- ・区は、区民に対して情報を公開し、また市民活動団体は社会に対して広く活動の情報等を公開し、公に開かれた関係を築くこと。

3) 評価

- ・お互いの情報の公開によって、行政施策の評価、市民活動の成果などについての評価が相互に可能な関係を築くこと。

4) 相互啓発

- ・区と市民活動の社会的意義や機能を理解し合い、区政運営や自治の向上を高めあう関係を築くこと。

第2章 市民活動支援の現状

区政における市民活動支援の現状は、「市民活動の現状」、「世田谷区の支援の現状」、「中間支援組織の現状」に分類し検討した。

(1) 市民活動の現状 (世田谷区の市民活動団体に関する調査)

世田谷区では、平成26年度に「世田谷区の市民活動団体に関する調査」により、区内のNPO法人や市民活動団体に対して、活動の実態や行政との関係、地域の団体との連携について調査し、地域における協働を進めるための調査を行なった。

【実施結果】 (世田谷区政策経営部政策研究・調査課による)

- ・調査期間 平成26年12月5日～平成26年12月19日
- ・調査対象 世田谷区に所在ないしは区内で活動しているNPO・市民活動団体 738団体
- ・回収結果 有効回収数 260団体 (有効回答率 35.2%)

【活動の現状】(調査より)

1) 活動の概況

- ・活動分野は、「まちづくり」「地域の居場所づくり」「児童、青少年、高齢者、障害者、福祉」に関する分野が多くなっている。
- ・活動人員は、平均31人。
- ・財政規模(年間収入)は、50万円未満が44%を占める、一方で1,000万円以上が15%程度ある。
- ・主な収入のうち、行政からの補助金や助成金が31%程度を占めている。
- ・活動の範囲は、「世田谷区全域」との回答が半数以上あった。

2) 活動上の現状

資金不足、人員不足、中心メンバーの高齢化が課題とされている。

3) NPO法人化への関心度

NPO法人格の取得への関心度合いは、約35%が法人化を希望していない。その理由は、「取得のメリットが無い」が18%程度となっている。

4) 必要とする行政からの支援や協力

補助金等の拡充や活動場所の提供が上位となっている。

5) 中間支援組織との関わり

「社会福祉協議会」と「トラストまちづくり」が関連をもつ中間支援組織として上位になっている。

(2) 世田谷区の支援の現状

区の支援概況

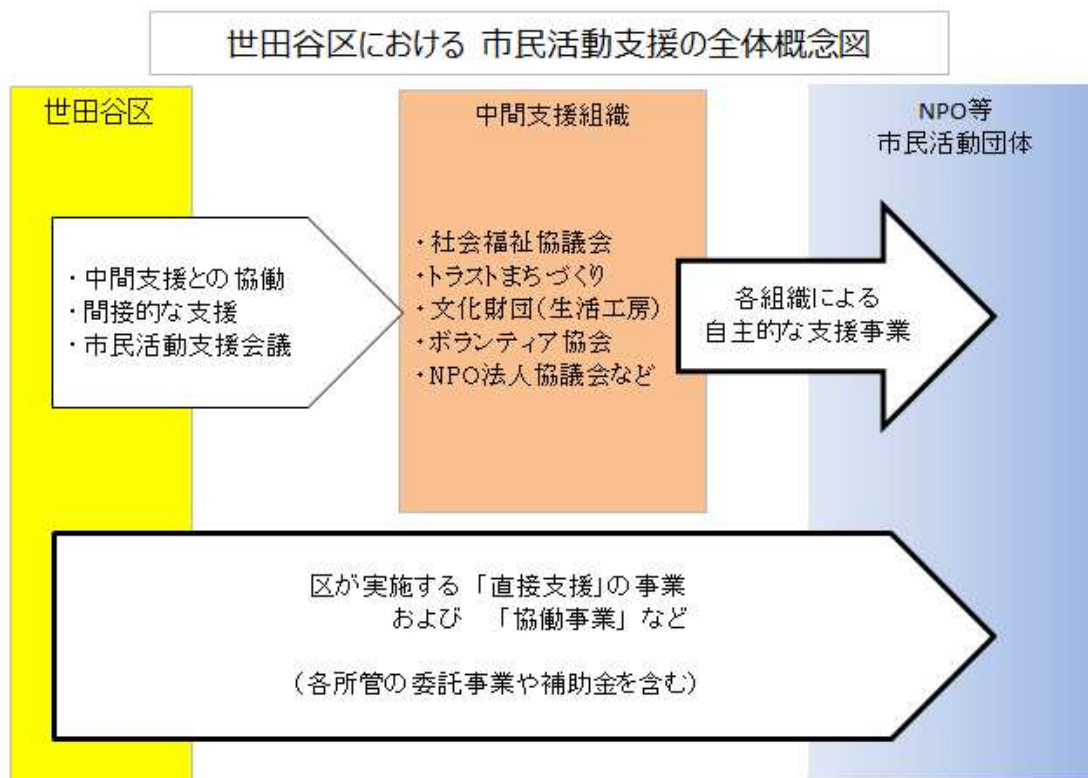
世田谷区における市民活動支援は、区が「直接実施する事業」と、中間支援組織の自主事業としての「間接実施の事業」に大別される。

そして各所管で行なう、「直接実施する事業」は、補助金や施設等の貸し出しによる「制度型の支援事業」と、委託等も含んだ「協働型の支援事業」が混在している。

多種多様な支援手法が区内で展開されていることや、市民活動支援を意識して運営されていない事業もあり、全体像の理解を難しくしている。

そのため、今回の検討を進めるにあたり、毎年実施している庁内での「協働に係る実態調査」および、確認されている補助事業を「支援の概況」として使用し、区の支援状況を確認した。

とりわけ、庁内での「協働に係る実態調査」によれば、各所管とNPO等市民活動団体が、何らかの形で協働を行なった事業は300件を超えており、任意団体や市民活動団体、NPO法人と関連した事業は、数多く実施されている。



区による協働支援の事業の現状

今回の「協働に係る実態調査」の結果は、市民活動への支援状況を検討するため、「財政的支援」と「活動環境整備のための支援」に大別し分類した。

さらに詳細な調査を任意抽出した73事業の所管に個別に追加依頼し、区の市民活動が関わる事業について、「参加と協働」という視点でも検証した。

その結果として、財政的支援は、「事業」への補助や助成型の支援が中心であること、活動環境整備のための支援は、区の広報を使ったPRと、活動の場所の提供が、ほぼ中心となっていることが判明し、「参加と協働」については、「制度的な選定の結果」として市民活動団体が相手方として実施されている事業もあった。

区における「市民活動支援」の事業アプローチとしては、「財政的支援」と「活動環境整備の支援」に大別され、そのなかで、下記の分類に分類できる。

毎年実施している全庁向けの「協働に係る実態調査」により判明している市民活動関連の支援実績は以下のようになっている。(外郭団体の事業は除外)

<平成26年度 協働に係る実態調査による実績>

財政的支援	事業委託	77(事業)
	団体運営費助成	6(事業)
	事業費助成	69(事業)

活動環境整備の支援	情報提供、広報PR支援	64(事業)
	相談・講師等の技術的支援	8(事業)
	団体交流の支援	6(事業)
	共催、後援	5(事業)
	活動場所の提供	72(事業)

さらに今回は、「協働に係る実態調査」に回答いただいた所管あてに、「参加と協働」という市民活動推進課の視点での「追加調査」の協力を依頼した。

これは、各所管における、市民活動関連事業にあっては、事業主旨のテーマや解決すべき課題にむけた施策であり、「市民活動」を支援する目的で実施されてはいないため、「協働に係る実態調査」に回答のあった所管事業(307事業)のうち、特色のある事業群(73事業)として任意抽出し、具体的な事業内容を「参加と協働」の視点で検討した。

* 市民活動の支援事業として、追加調査により判明した結果

- 1)【区民の参加】を充実する事業 . . . 37%
- 2)【区民との協働】を充実する事業 . . . 33%
- 3) 制度等による事業 . . . 30%

これらは、抽出調査の結果ではあるが、「参加と協働」を意識した事業群が多数を占めていることが伺える。一方で、団体の応募結果として市民活動と協力する事業となっている事業の傾向群も多いことが読み取れるため、今後も「参加と協働」の視点を重視した協働事業の増加とさらなる普及を進める必要があることが判明した。

また、庁内には市民活動と関わりを持っていない所管も多くあり、協働事業の普及の余地はまだ多いことが判明した。

その他の市民活動への支援事業

区では、調査対象となった事業の他にも市民活動向けの支援施策があり、多様な活動への支援が実施されている。

< 調査結果外の区の支援 > (H26 実績)

区の支援 (協働に係る実態調査に、 含まれていない支援)	けやきネットによる施設利用	201 (施設)
	身近なまちづくり推進事業補助	27 (事業)
	なかまち NPO センターの賃貸借	1 (施設)
	提案型協働事業 (中間支援のみ) (他8事業は、所管の調査実績に計上)	1 (事業)
	安全安心まちづくり区民活動補助	29 (団体)
	地域の絆ネットワーク支援事業	130 (団体)
	子ども基金助成	44 (事業)
	地域活動団体物品助成	151 (団体)

これまでの協働事業の主な事例

自主事業や補助事業等により、各所管と協働している事業例

地域風景資産の保全と啓発活動、身近なまちづくり推進協議会、ひろばリーダー交流会、在外外国人むけ防災教室、食事サービスサポートセンター事業、せたがや水辺の楽校、市民活動支援会議、各児童館におけるNPOや地域活動団体との自主事業など

提案型協働事業の事例（市民活動推進課 平成26年度 8事業）

- ・ 成城ダムから世田谷ダムへ（更には野川ダムへ）
- ・ 認知症の人やその家族を支えるための（環境整備）プログラム
- ・ 世田谷区内NPO団体の災害時における連携の仕組みを構築する事業
- ・ 高齢者所有空き室ストック有効活用ホームシェアプログラム
- ・ 玉川3・4丁目で住民発意により導入された「ゾーン30」の成果検証事業
- ・ 蘆花恒春園 今から備える防災教室スタンプラリー Vol.3
- ・ 食品使い切り・食べ切りプロジェクト
- ・ 地域の掲示板 再生事業

「委託型の支援」による協働事業の事例

「ドメスティック・バイオレンス全般電話相談」業務委託、情報提供ひろば・サポートグループ業務委託、防災塾運営委託、障害者作業所等経営ネットワーク支援事業、区立公園等清掃事業、プレーパーク事業、ひとり親家庭学習支援事業、認知症予防プログラム運営委託など

(3) 中間支援組織の現状

中間支援組織は、NPO等市民活動団体の設立や運営、情報提供、人材募集などの組織活動を支援する役割を果たしている。中間支援が実施されることで、情報やサービスの集積・集約が可能となり、市民活動の運用や配分が効率的になる。

世田谷区内の中間支援組織の協力・連携をこれまで以上に発展させ、市民活動への支援効果を高める必要がある。

現状

市民活動を支援する団体むけに、「市民活動支援会議」を開催し、情報交換を実施している。その他にも、個別のNPOによる、NPO等の協働事業などの支援を行なっているケースもある。

1) 区内の中間支援組織(外郭団体等)

(社福)世田谷区社会福祉協議会

(社福)世田谷ボランティア協会

(一財)世田谷トラストまちづくり

(公財)せたがや文化財団世田谷文化生活情報センター生活工房

2) 中間支援NPO法人(支援施設の運営や協働支援等)

(特非)世田谷NPO法人協議会

(特非)国際ボランティア学生協会(市民活動支援コーナー運営)

(特非)NPO昭和(男女共同参画センターらぶらす運営)

(特非)まちこらば(提案型協働事業の支援)

(特非)まひろ(なかまちNPOセンターの運営管理)

3) 特徴

- ・それぞれの活動分野における市民活動とのネットワークを広める活動をしている。
- ・中間支援組織は、公的な補助や委託を受け、行政が直接かわりにくい分野や柔軟な対応を求められるものについて、支援およびコーディネートをしている。
- ・自主企画など、独自の市民活動の支援事業や促進施策を行なっている。
- ・NPOによる中間支援は、採算性のない事業のため、NPOを支援するNPOの活動は、極めて限られている。

中間支援組織に期待される役割

区が実施する支援や援助は、公平性や均一性を基本とするため、画一的な支援の性質となるが、それを補完する意味で、中間支援組織は、各分野において市民活動団体の実情に対応した取り組みが行なわれている。

しかし、各組織による中間支援は、各組織の主たる事業ではないため、活動範囲が特定されることや、支援する役割が明確になりにくいなどの理由から、世田谷区における市民活動への包括的な支援体制としては、十分な効果が発揮されているとは言えない状況である。

また、中間支援事業は、収益性がないため、委託契約や補助事業以外では実施が困難となっている。区としては、この点を踏まえた中間支援施策の検討が必要となる。

第3章 市民活動支援の課題

これまでの調査と検討により、市民活動推進における課題を以下のように分類した。

- (1) 市民活動団体の課題
- (2) 区による支援の課題
- (3) なかまちNPOセンターの運営に関する課題
- (4) 中間支援組織の課題

(1) 市民活動団体の課題

資金不足、活動メンバー不足、中心メンバーの高齢化。

今回の調査や他自治体の過去の調査結果等を踏まえると、市民活動団体側が考えている行政から支援の課題については、資金不足、活動メンバー不足、中心メンバーの高齢化などが調査等の結果で常に上位を占めている。

自立や運営力強化に関する認識。

団体内でのメンバーの役割や仕事等から推定すると、各団体は個々の活動内容を対外的にPRしたり、組織的な運営力を強化していくような取り組みに関しては、途上であると考えられ、多くは組織力の強化への課題意識が不足しているように思われる。

活動情報や、行政による支援情報が届きにくい。

市民活動団体が、効果的に情報を受発信できる手段、手法の提供など活動を活性化する機会の提供や環境の整備が必要である。

行政と団体の組織の違いについて、理解が進んでいない。

行政組織と、市民活動団体の組織運営や機能の違いについて相互理解が少なく、事業計画があっても、進展しない場合がある。区と団体相互が理解し、補完しあうようになるためには、中間支援組織等を活用しながら、市民活動団体との関係づくりを深めていく必要がある。

新たな公共セクターとしての認知度が低い。

町会・自治会等地縁団体のように、地域コミュニティの代表性や影響力が少ないため、公共サービスを担うセクターとして全体像が確立されていない。

ネットワーク構築を進め、多くの団体が連携することで、個の活動から成長し、先進性や専門性、きめ細かいサービス提供力についてマッチングし集積を進め、地域コミュニティの一員として、存在感を確立することが必要である。

(2) 区による支援の課題

市民活動に関する事業が、庁内で偏在している。

庁内の「協働に係る実態調査」によれば、協働事業としての認識は進んでいるが、業務の性質上、これまで市民活動と関係性をもった事業が無い課も多くあるため、今後は、市民活動と協働できる事業に限定せず、多様な手法により市民活動と連携し、行政サービスの協働化を進め、区政への「参加と協働」の推進を図ることが、庁内における課題と思われる。

区と市民活動双方の課題認識のミスマッチ。

所管課に協働ニーズがあっても市民活動側が対応できない場合や、市民活動の提案があっても区側が事業化に進めない状況も発生している。このような場合には、仲介機能が必要となるため、中間支援組織による支援が重要な課題となっている。

総合的な視点による支援の手法が少ない。

区内には 500 団体以上の N P O 法人が存在し、多様な市民活動が活発に行なわれていることが伺える。その一方で、大部分の団体は、限られた資金や人員でボランティア的な運営に拠っているため、公益的な活動を安定的に実施していく団体に成長していない。

補助制度や活動場所の提供以外にも、広報手法、人員確保や、活動資金の獲得、団体運営を改善するためのノウハウ型の支援（相談窓口やセミナー等）を展開し、市民活動団体が行政と役割分担して、公共セクターとなるよう組織として成長するための総合的な視点での支援を進める必要がある。

交流やネットワーク形成に関わる支援の課題

市民活動のネットワークの形成は、事務局機能が重要であるが、多くの団体は、その意識や人材が不足するためネットワークの継続維持が難しい。

市民活動と関連のある所管が、団体の関係づくりを意識し、情報提供を行い、活動マッチングの機会やイベント等を積極的に開催することで、地域での連携を発展させる必要がある。

(3) なかまちNPOセンターの運営に関する課題

なかまちNPOセンターは、平成17年より、NPOによる「自主的な活動拠点」として運営されてきた。拠点づくり、NPOの活動サポート、ネットワークづくり、地域との交流の場づくりの機能を目指して自主的に運営されてきた。

平成26年度までは、(特非)世田谷NPO法人協議会が運営管理を担っていたが、運営管理体制の維持が困難となり、平成27年度より(特非)まひろに運営管理団体が変更となっている。

拠点づくりの場としての機能の課題

貸事務所として使用できる部屋数に制限があるため、全区的なNPO支援としての広がりには欠け、限定された支援形態になっている。また建物の老朽化も著しいため、中長期保全計画を含めて、区の財産として施設の有効活用に向けた、センターの必要性を再確認する時期にある。

NPOへのサポートセンター機能の課題

平成27年度の運営管理団体の変更により、拠点づくり機能に集約されているため、NPO支援窓口としての新たなNPO支援窓口の検討が必要となっている。

施設の利便性(立地条件)が悪く、区内全域から多くの人が集まる場所ではないため、開設場所の検討も必要である。

ネットワークづくりの機能の課題

平成 27 年度の運営管理団体の変更により、なかまちNPOセンターは、拠点としての機能に特化しているため、区内NPOとの連携やネットワークづくりは、今後、新たな手法の検討が必要になっている。

交流の場としての機能の課題

全区的な交流の場として、多くの人が集まり易い立地ではなく、交通手段も限定されるため、団体むけ交流会等は別の場で運営してきた。

地域と入居NPO団体との交流は継続的に実施してきた。なかまちNPOセンターの施設を地域活動団体が利用している実績もあり、地域との関係性を深めた運営に取り組んでいる。町会・自治会との交流は少ない点が課題であり、今後も入居NPO団体へ働きかけていく。

(4) 中間支援組織の課題

中間支援組織は、区が実施する支援や援助を補完する形で、各自の事業分野において関連する団体の実情に対応した取り組みが行なわれている。

区内の中間支援組織には、区が運営に関与している4組織と、それ以外のNPO法人があり、行政と協力して市民活動の支援を実施している。

【区に関連組織】世田谷区社会福祉協議会、世田谷ボランティア協会、世田谷トラストまちづくり、せたがや文化財団(生活工房)

【NPO法人】 世田谷NPO法人協議会、NPO昭和、国際ボランティア学生協会、まちこらぼ等

組織同士の連携強化の必要性

トラストまちづくりやボランティア協会等の中間支援組織は、区に市民活動推進課が設置される以前より市民活動関連事業を開始しているため、独立した事業が展開されており、各組織間が連携した事業は少ない。

現場担当者が参加する「市民活動支援会議」において、各組織との情報共有や勉強会を実施しており、この会議体を活用した連携強化が必要である。

支援の対象と目的が関連団体中心になっている

各組織ごとに、関連団体への支援手法や事業を独立して実施しているため、活動範囲や関連団体への対応に限定される場合も多い。市民活動やNPO相談事業など内容が横断的・包括的な支援事業が明確には実施されにくい。

【主たる支援の対象範囲】

社会福祉協議会	・・・	地域福祉の向上
ボランティア協会	・・・	ボランティア活動
文化財団（生活工房）	・・・	暮らしのデザイン
トラストまちづくり	・・・	みどりの保全とまちづくり

コーディネートやマッチングの課題

各組織では関係する団体活動の交流会等の出会いの場を提供している。市民活動には、多種多様な団体があり、異業種交流的な機会を提供することで、刺激され新たなネットワーク構築へ進展することが期待できる。

しかしながら、事業に関係のない団体との交流には積極的ではない団体も多く、全体交流会等の「場」を開催した場合、どのように参加意識を高めて交流を発展させていくかが課題となっている。

第4章 市民活動支援に向けての基本的な考え方（今後の展望）

区民意識の多様化や防犯・防災や高齢化等の社会的な課題の山積により、公共サービスに対するニーズは、増大し複雑化してきた。これまで行政が担ってきた施策では対応できない、個別的な領域へも公的サービスとしての要望が顕在化している。一方で、地域の問題へ区民が主体的に取り組む活動も活発化しており、NPO等市民活動団体も膨大な数に増加してきた。

今後、基本構想・基本計画の実現に向けた、区民の「参加と協働」による区政運営や地域コミュニティを築いていくために、市民活動支援の課題を踏まえ、市民活動支援の目標と今後の展望について以下のように考える。

（１）市民活動支援の目標

市民活動支援により、多様な地域の課題解決に区民が主体的に取り組むことで、公共サービスの充実や地域コミュニティの活性化を図るとともに、「参加と協働」が積極的に行なわれる、世田谷区らしい住民自治の実現にむけて、必要な支援を行なうものとする。

（２）市民活動を推進する上での施策の展望

【方向性】 庁内における市民活動支援の体制整備を図る。

【手法1】参加と協働の実現に向けた、市民活動関連の情報の共有を進める。

全庁的にNPO等市民活動団体との協働事業の推進へ協力体制を充実するため、各所管における市民活動関連の情報共有を進め、団体との、新たな協力関係や接点を見出し、各所管で区民の参加と協働が進展するよう図る。

【手法2】職員の協働への意識を醸成する。

職員向けに「参加と協働」の意識醸成のための研修を実施する。

【手法3】所管とNPO等市民活動団体の協働を進めるため、中間支援組織を活用した、団体との事業のコーディネートを図る。

【方向性】 区と中間支援組織の役割分担により、NPO等市民活動団体の自立を図る施策の充実を図る。

市民活動支援の全体像として、区の役割は、協働の推進に向けた総合的な視点による支援を中心とし、地域的、個別的な分野の支援については、中間支援組織と協働により行う。

市民活動団体が自立的な市民活動に成長し、新たな公共セクターとして全庁での「参加と協働」が進展するためのコーディネートや運営基盤整備等の充実に向けた施策を実施する。

【手法1】 区として直接支援すべき事業を明確にする。

(直接支援の事業1)

NPO等への新たな区の支援窓口の開設を行ない、支援目的を明確に打ち出す。

これまで、区として実施する支援窓口事業が無かったため、世田谷区としての支援施策は間接的なものに留まっていた。区の役割として、市民活動団体が自立的な市民活動に成長し、新たな公共セクターとして全庁での「参加と協働」が進展するための運営基盤整備や団体間のマッチングやコーディネートに向けた窓口機能の充実を図る必要がある。

実施にあたっては、(社福)世田谷ボランティア協会を委託先として検討した。

ボランティア協会では、個人の社会貢献活動への参加を主眼とする事業を展開してきたため、組織的な公共サービスの提供活動であるNPO活動とは志向の違いがあり、これまでNPO支援を主眼とした事業は実施されてこなかった。

しかしながら、社会情勢の変化により、ボランティアとNPOを区別する時代ではなく、ボランティア協会の「ボランティアコーディネート事業」や「パートナーシップ事業」の対象を拡大することによって、NPO団体へ参加する人材のマッチングや団体支援が可能である点、またボランティア協会の施設をNPO支援の窓口として活用すれば、新規事業の展開も可能である点から、ボランティア協会がNPO等市民活動相談事業の委託先として適切である。

具体的な相談事業は、NPO法人の設立から組織運営や経営に

いたる相談、また人材募集や育成に関すること、さらには、行政との協働に関する相談などを内容としていく。

(直接支援の事業 2)

中間支援組織と協働し、ノウハウや特色を活かした、NPO等市民活動団体の自立に向けた運営基盤整備やファンドレイジング等のセミナー等の啓発事業を開催する。

NPOが将来自立し、区と対等な役割分担による公共サービスを担い、成果を発揮する組織運営に成長するための啓発型支援として行なう。

実施にあたっては、生活工房（せたがや文化財団）との協働を検討した。生活工房では、これまでも、各種セミナー等の運営実績があり、今後、NPOの運営基盤強化を目的とした内容のセミナーの企画、運営を市民活動推進課との協働で開催する。

【ファンドレイジング】 個人や団体が特定目的の達成ため、公募して寄付金を集める手法。個人が関心のある特定事業に直接寄附ができるため、近年はインターネットによる募集が進展している。

【手法 2】 中間支援組織の特色と関連団体ネットワークを活用した間接支援を充実する。

各中間支援組織は、行政と区民との間に立って、区が直接実施するよりも効果的な個別的な支援事業を担っている。

また、福祉団体や文化活動団体、ボランティア団体など関連する団体とのネットワークを持っており、これまでの実績や特色が区民に浸透し、成果が発揮されている。

今後は、支援の役割として、ネットワークを活用した関連団体への情報発信と情報収集によるコーディネート機能が重要であり、市民活動支援会議等により、中間支援組織との連携を深め、各組織のもつ資源のマッチングによる効果的な支援を検討する。

【手法 3】 中間支援NPOとの協働による提案型協働事業の充実。

中間支援NPOのコーディネート機能を活用し、所管課の施策に先行するような課題に対してNPO等市民活動の先進性や専門性

を活かした提案型協働事業を継続して取り組み、協働事業のリーディングケースを生み出す。

これにより、自主的に区民が担える分野が見いだされ、各所管が責任を持って行なうべき行政の負担と、区民活動との役割分担の明確化が促進される。

【方向性】 なかまちNPOセンターについて、よりニーズに応じた機能への転換を図る。

【手法】 区内のNPO法人は500団体以上に増えており、なかまちNPOセンターの拠点づくり機能は、限定された数(15室)の団体のみが入居している点や、さらには活動拠点としての立地条件の制約もあるため、支援センターとしての役割は終了したと考える。

なかまちNPOセンターの終了時期については、現在入居しているNPOの活動状況を考慮し、概ね平成32年度以降を目標として検討し、終了した後の用途は、制約の多い賃貸借契約方式ではなく、多くのNPO等市民活動団体が使用できるような現代にマッチした貸会議室的な用途を考えている。

今後は、ボランティア協会による支援窓口の開設や、生活工房でのセミナー開催等のNPO支援施策により、NPOの自立にむけた支援を拡充する。

【方向性】 情報公開による支援施策の透明化(施策や団体事業の公開)

【手法1】 市民活動への参加を促進するため、支援施策に関して、区民に理解しやすい形で整理、公開する手法を検討する。

【手法2】 市民活動団体の活動PRについて広報の作成手法セミナーなどを中間支援組織と協働により検討する。

市民活動支援検討委員会名簿

検討委員会メンバー	
委員長	生活文化部 市民活動推進課長
委員	政策経営部 政策企画課長
委員	政策経営部 庁内連携担当課長
委員	生活文化部 生涯現役推進課長
委員	障害福祉担当部 障害者地域生活課長
委員	高齢福祉部 介護予防・地域支援課長
委員	子ども・若者部 子ども家庭課長
委員	都市整備部 都市デザイン課長

<事務局> 生活文化部市民活動推進課